



## 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書

鶴岡市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、鶴岡市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる鶴岡市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えない場合など、避難所等に行くことができないと甲が判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下これらを「荷役作業」という)又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点は、災害時に甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、鶴岡市内における支援物資の供給体制が整った場合等荷役作業及び配送等の必要性が低下したと認める場合は、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対し、次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で必要と認めるときは、乙に対し、文書により支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。
- 3 甲は、前2項の規定により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により支援物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第5条の規定により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲の負担額は、法令その他の定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し、速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 第5条の規定により乙が実施した業務において、乙の責に帰する事由により生じた損害に係る負担は、乙が負うものとし、乙の責に帰する事由によらない損害に係る負担は、甲乙協議の上決定する。

(補償)

第10条 第5条の規定により乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任に

おいて行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を相互に提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月30日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市

鶴岡市長

菅川 治



乙 宮城県仙台市宮城野区扇町7丁目5番3号  
佐川急便株式会社 南東北支店

支店長

梅本 淳

